

(第一類 第八号)

第五十五回国会衆議院

農林水産委員会議録第二十六号

昭和四十二年六月二十七日(火曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事 仮谷 忠男君

理事 高見 三郎君

理事 森田 重次郎君

理事 東海林 稔君

理事 玉置 一徳君

理事 小澤 太郎君

理事 金子 岩三君

理事 小山 長規君

理事 田中 正巳君

理事 藤田 義光君

理事 粟山 秀君

理事 伊賀 定盛君

理事 児玉 末男君

理事 神田 大作君

理事 斎藤 実君

出席国務大臣

農林大臣 草野 一郎平君

農林大臣官房長官 檜垣德太郎君

農林省農林經濟局長官 大和田啓氣君

農林省畜產局長官 岡田 覚夫君

農林省農政次官 林野長官 若林 正武君

水產府長官 久宗 高君

委員外の出席者 農林省農政局農產課長 遠藤 寛二君

水產府総務部參事官 小暮 光美君

委員外の出席者 農林省畜產局長官 岡田 覚夫君

水產府長官 久宗 高君

六月二十七日

委員熊谷義雄君、坂村吉正君、實川清之君及び芳賀貢君辞任につき、その補欠として遠藤三郎君、中尾栄一君、角屋堅次郎君及び赤路友藏君が議長の指名で委員に選任された。

昭和四十二年六月二十七日(火曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事 仮谷 忠男君

理事 高見 三郎君

理事 森田 重次郎君

理事 東海林 稔君

理事 玉置 一徳君

理事 小澤 太郎君

理事 金子 岩三君

理事 小山 長規君

理事 田中 正巳君

理事 藤田 義光君

理事 粟山 秀君

理事 伊賀 定盛君

理事 児玉 末男君

理事 神田 大作君

理事 斎藤 実君

出席政府委員

農林大臣 草野 一郎平君

農林大臣官房長官 檜垣德太郎君

農林省農林經濟局長官 大和田啓氣君

農林省畜產局長官 岡田 覚夫君

農林省農政次官 林野長官 若林 正武君

水產府長官 久宗 高君

委員外の出席者 農林省農政局農產課長 遠藤 寛二君

水產府長官 久宗 高君

土地改良区の職員給及び事務費に対する財政措置に関する請願(丹羽兵助君紹介)(第一七〇三号)

は本委員会に付託された。

同日

委員遠藤三郎君及び角屋堅次郎君辞任につき、その補欠として熊谷義雄君及び實川清之君が議長の指名で委員に選任された。

が議長の指名で委員に選任された。

条の二」と、法第五十六条の二中」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(区分経理の特例)

第二十条の二 事業団は、第三条第一項第一号の業務、同項第二号の業務並びに同号の業務に係る指定乳製品等についての同項第三号及び第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ)に係る法第四十八条第一項の特別の勘定において法第五十三条第一項本文に規定する残余を生じたときは、これらに規定にかわらず、農林大臣の承認を受けて、その残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額をこえない額を、法第三十八条第一項第六号の業務(同号の指定助成対象事業に係るものに限る。)に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れることができる。

第二十一条第二項中「これらの業務に附帯する業務を含む。」を削る。

第二十二条第一項中「第十七条の下に「若しくは第二十条の二」を加え、「同条各号」を「第十七条各号」に改める。

(四四三)

第五十四条の三第一項中「第五十三条第三項」とあるのは「第五十三条第三項又は暫定措置法第二十

金をその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額まで減額して整理し、当該積立金の額からその減額後の積立金の額を差し引いて得た額を、法第四十八条第一項第六号の業務（同号の指定助成対象事業に係るものに限る。）に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れるものとする。

前項の規定により繰り入れた繰入金は、法第五十四条の三第一項前段の規定の適用については、暫定措置法第二十条の二の規定により繰り入れた繰入金とみなす。

酪農の健全な発達を促進するため、畜産振興事業団の輸入乳製品の調整等に関する業務の実施に伴って生じた利益の一部を同事業団の助成の業務に必要な経費の財源に充てることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

酪農の健全な発達を促進するため、畜産振興事業団の輸入乳製品の調整等に関する業務の実施に伴って生じた利益の一部を同事業団の助成の業務に必要な経費の財源に充てできることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 果樹保険臨時措置法案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 農業共済組合連合会の果樹保険事業

第三章 政府の再保険事業（第十八条—第二十一条）  
第四章 雜則（第二十三条—第二十六条）  
第五章 罰則（第二十七条）  
附則

第一章 総則  
(趣旨) この法律は、農業者がその営む果樹農業につき災害によって受けることのある損失を適切に補てんする制度の確立に資するため、試験

第一条 この法律は、農業者がその営む果樹農業につき災害によって受けることのある損失を適切に補てんする制度の確立に資することとなるよう効率的に行なわれることを旨としてしなければならない。

(事業計画の遵守)

的農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なうことができる」とするとともに、当該果樹保険事業による保険責任についての政府の再保険事業に従つて果樹保険事業を行なわなければならぬ。(定義)

第二条 この法律において「指定果樹」とは、主要な種類の果樹として政令で定めるものをいふ。

### 第二章 農業共済組合連合会の果樹保険事業

#### (果樹保険事業の実施)

第三条 農業共済組合連合会は、農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）第一百二十一條の規定による保険事業及び同法第一百三十二条の二第一項の規定による共済事業のはか、農林大臣の認可を受けて、この法律の規定による果樹保険事業を行なうことができる。

農業共済組合連合会は、前項の認可を受けようとするときは、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を内容とする果樹保険事業計画（以下「事業計画」という。）を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

一 果樹保険に係る指定果樹の種類  
二 果樹保険の種類  
三 果樹保険の実施地域及び事業規模  
四 保険契約の締結の要件、保険金額の制限及び保険金の削減に関する事項

五 政府との再保険契約の締結に関する事項

農業共済組合連合会は、第一項の認可の申請をするには、あらかじめ、その事業計画につき、総会の議決を経なければならない。

第一項の認可は、全国を通ずる指定果樹に係る生産事情及び災害の発生状況に照らしこの法律の規定による果樹保険事業が第一条に規定する制度の確立に資することとなるよう効率的に行なわれることを旨としてしなければならない。

第八条 果樹保険の被保険者たる資格を有する者は、指定連合会の果樹保険の実施地域内において指定果樹を栽培している農業者であつて、當

第四条 前条第一項の認可を受けた農業共済組合連合会（以下「指定連合会」という。）は、その事業計画に従つて果樹保険事業を行なわなければならぬ。(事業計画の変更)

第五条 指定連合会は、その事業計画を変更しようとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。

第六条 第三条第二項から第四項までの規定は、前項の認可について準用する。

第七条 指定連合会は、前項の認可を受けようとするときは、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を内容とする果樹保険事業計画（以下「事業計画」という。）を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

一 収穫保険における指定果樹につき、果実の減収又は品質の低下によつて生じた損害であつて風水害、干害、寒害、霜害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、病害（農林大臣の指定するものに限る。）、鳥獸害又は火災（次項において「指定灾害」と総称する。）によるものについて、被保険者に保険金を支払うものとする。

二 収穫保険においては、被保険者の栽培する指定果樹につき、果実の減収又は品質の低下によつて生じた損害であつて風水害、干害、寒害、霜害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、病害（農林大臣の指定するものに限る。）、鳥獸害又は火災（次項において「指定灾害」と総称する。）によるものについて、被保険者に保険金を支払うものとする。

三 収穫保険の保険期間は、指定果樹の種類等ごとに、花芽の形成期から果実の収穫期までの期間（農林大臣が指定果樹の種類等のうち特定の種類又は品種の指定果樹につきこれと異なる期間を定めたときは、その種類又は品種の指定果樹にあつては、その農林大臣の定めた期間）を基準として、指定連合会が定款で定める期間とする。

四 第十一条 収穫保険の保険期間は、指定果樹の種類等ごとに、花芽の形成期から果実の収穫期までの期間（農林大臣が指定果樹の種類等のうち特定の種類又は品種の指定果樹につきこれと異なる期間を定めたときは、その種類又は品種の指定果樹にあつては、その農林大臣の定めた期間）を基準として、指定連合会が定款で定める期間とする。

五 第十二条 収穫保険の保険期間は、一年間とする。

第六条 収穫保険の保険金額は、政令で定めるところにより、果実の単位当たり価額に基準収穫量を乗じて得た金額（以下「基準収穫金額」という。）をこえない範囲内において、保険契約で定める金額とする。

第七条 収穫保険の保険金額は、政令で定めるところにより、果実の単位当たり価額に基準収穫量を乗じて得た金額（以下「基準収穫金額」という。）をこえない範囲内において、保険契約で定める金額とする。

第八条 収穫保険の被保険者たる資格を有する者は、農林大臣が定める準則に従い、果実の単位当たり価額にあつては過去一定年間ににおける当該都道府県の当該果実の平均価格として農林

該指定連合会の定款で定めるものとする。  
(保険契約の成立及び保険料の支払)

第九条 果樹保険の保険契約は、収穫保険にあっては指定果樹の種類（農林大臣が指定連合会を指定して特定の種類の指定果樹につき特定の品種に限定し又は品種に応じて区分を定めたとき又はその定めた区分。以下この項並びに次条及び第十二条において「指定果樹の種類等」という。）ごとに、樹体保険にあっては指定果樹の種類等ごとに、被保険者たる資格を有する者が指定連合会の定款で定めるところにより申込みをし、指定連合会がこれを承諾することによつて成立する。

第十条 指定連合会と果樹保険の保険契約を締結した者は、指定連合会の定款で定めるところにより、指定連合会に保険料を支払わなければならぬ。

第十一条 収穫保険の保険金額は、政令で定めるところにより、果実の単位当たり価額に基準収穫量を乗じて得た金額（以下「基準収穫金額」という。）をこえない範囲内において、保険契約で定める金額とする。

第十二条 収穫保険の保険金額は、政令で定めるところにより、果実の単位当たり価額に基準収穫量を乗じて得た金額（以下「基準収穫金額」という。）をこえない範囲内において、保険契約で定める金額とする。

大臣が定める価格を基礎とし、基準収穫量については過去一定年間における当該被保険者の当該果実の収穫量を基礎として、指定連合会が定める。

3 樹体保険の保険金額は、政令で定めるところにより、保険金額をこえない範囲内において、

保険契約で定める金額とする。

4 前項の保険金額は、農林大臣が定める準則に従い、保険期間の開始時における当該被保険者の栽培する当該指定果樹(当該指定果樹に係る第七条第三項の農林省令で定める支持物を含む)の価額として、指定連合会が定める。(純保険料率)

第五十二条 果樹保険の純保険料率は、各指定連合会につきその行なう果樹保険の種類ごと及び指定果樹の種類等ごとに農林大臣が定める基準保険料率を下らない範囲内において、指定連合会が定められた割合とする。

2 指定連合会は、前項の規定にかかわらず、指定果樹の種類等ごとに、果樹保険の実施地域を二以上に地域に分けて、その地域ごとに純保険料率を定めることができる。この場合には、その地域ごとの保険金額の見込額を重みとするその算術平均が同項の基準保険料率を下らないように定められたものとする。(保険金)

第十三条 収穫保険の保険金は、保険契約ごとに、第七条第二項に規定する損害(指定連合会がてん補する責めを負わないものを除く)に係る損害額が基準収穫金額に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、保険金額にその損害額の総額の基準収穫金額に対する割合に応じて政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 樹体保険の保険金は、保険契約ごとに、第七条第三項に規定する損害(指定連合会がてん補する責めを負わないものを除く。次項において同じ。)に係る損害額の総額に保険金額の保険価

額に対する割合を乗じて得た金額とする。

3 樹体保険の保険金については、保険契約ごとに、第七条第三項に規定する損害に係る損害額の総額が農林省令で定める金額に満たない場合には、指定連合会は、その支払の責めを負わない。

(事務の委託)

第十四条 指定連合会は、その行なう果樹保険に係る事務のうち、保険契約の申込みの受理、果樹保険について準用する。

第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、果樹保険について準用する。

2 指定連合会は、農業災害補償法第八十三条各号に掲げる共済事業のほか、前項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

3 農業協同組合及び農業協同組合連合会は、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条の規定にかかわらず、第一項の規定によるとができる。

(経理の区分)

第十五条 指定連合会は、農業災害補償法第百三十条の規定によるほか、果樹保険事業については、他の事業と区分して経理しなければならない。

(資料の提供に関する協力)

第十六条 指定連合会は、果樹保険の保険金額の決定又は支払うべき果樹保険の保険金に係る損害額の認定に応じて、被保険者又は被保険者となる者が直接又は間接の構成員とのし、その委託を受け又は当該果実の売渡しを受けたものに対し、当該委託又は売渡しに係る果実の数量又は品質に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

(農業災害補償法及び商法の準用等)

第十七条 農業災害補償法第四十七条、第九十一条、第九十二条、第九十三条第二項、第三項及び第五項、第九十四条から第九十八条の二まで、第九十九条(同条第一項第四号、第六号及び第七号を除く)、第一百条並びに第一百一条並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十条から第六百四十五号まで、第六百四十九条、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、果樹保険について準用する。

2 この法律の規定による果樹保険事業は、農業協同組合又は農業協同組合連合会に委託することができる。

3 指定連合会がこの法律の規定による果樹保険事業を行なう場合における農業災害補償法第百四十二条の五第二項の規定の適用については、同項中「又は保険事業」とあるのは、「若しくは保険事業又は果樹保険臨時措置法(昭和四十二年法律第一号)の規定による果樹保険事業」とする。

2 災害補償法第三十条第一項の規定の適用については、同項第五号の二に規定する保険事業であるものとする。

3 指定連合会がこの法律の規定による果樹保険事業を行なう場合における農業災害補償法第百四十二条の五第二項の規定の適用については、同項中「又は保険事業」とあるのは、「若しくは保険事業又は果樹保険臨時措置法(昭和四十二年法律第一号)の規定による果樹保険事業」とする。

2 指定連合会は、農業災害補償法第百三十八条から第六百六十二条及び第六百六十三条までの規定は、果樹保険に係る政府の再保険について準用する。

3 農業災害補償法第百三十八条から第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、果樹保険に係る政府の再保険について準用する。

(再保険金)

第二十一条 政府の再保険金は、再保険区分ごとに、その支払うべき保険金の合計額が、その保険金額の合計額に第十九条の農林大臣の定める率を乗じて得た金額をこえる場合に支払うものとし、その金額は、当該保険金の合計額のうちそのこえる部分の金額に同条の政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(農業災害補償法及び商法の準用)

第二十二条 農業災害補償法第百三十八条から第六百四十五条まで、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、果樹保険に係る政府の再保険について準用する。

2 国は、前項の規定による補助のほか、指定連合会の果樹保険事業を行なうのに要する事務費を補助するものとする。

3 国は、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めるところにより、果樹保険の保険契約者に対し、交付金を交付することができる。

2 国は、前項の規定による補助のほか、指定連合会の果樹保険事業の実施を円滑にするため、毎会計年度予算の範囲内において、政令で定めることにより、果樹保険の保険契約者に対し、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

4 第二項の交付金で政令で定めるものは、保険契約者に交付するのに代えて、当該保険契約者が指定連合会に支払うべき保険料の一部に充てられるため当該指定連合会に交付し、又は指定連合会が政府に支払うべき果樹保険に係る再保険料の全部若しくは一部に充てて農業共済再保険特

（再保険料）

第一類第八号 農林水産委員会議録第二十六号 昭和四十二年六月二十七日

別会計の再保険料収入に計上することができることとする。

(農業共済基金からの資金の貸付け)

第二十四条 農業共済基金は、農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)第三十三条の規定にかかるらず、指定連合会に対し、当該指定連合会が果樹保険の保険金の支払について必要とする資金を貸し付けることができる。

2 農業共済基金から貸付けを受けた前項に規定する資金は、同項に規定する保険金の支払以外の目的に使用してはならない。

3 農業共済基金法第三十六条第二項の規定は、前項の規定に違反して資金を他の目的に使用した場合に準用する。

(報告の徴収)

第五条 農林大臣は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定連合会から報告を徴収することができる。

#### (印紙税の非課税)

第二十五条 農林大臣は、この法律の施行の状況を明らかにするため必要があると認めるときは、指定連合会から報告を徴収することができる。

二 第十四条第一項の規定による委託に関する契約書

三 第二十四条第一項の規定により指定連合会が農業共済基金から資金の貸付けを受ける場合において作成される消費貸借に関する契約書

#### (罰則)

第五章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定連合会の役員は、一万円以下の過料に処する。

一 第十五条の規定に違反したとき。  
二 第十七条第一項において準用する農業災害補償法第九十一条、第百条又は第一百一条の規定に違反したとき。

#### 附 則

1 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年をこえない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。

3 この法律の失効に伴い必要な経過規定は、別に法律で定める。

4 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の次に次の六条を加える。

第二十三条 果樹保険臨時措置法(昭和四十二年法律第号)ニ依ル果樹保険ニ係ル再保險事業ノ經理ハ第一條ニ規定ニ拘ラズ之ヲ明確ニスル為第二条ニ規定スル各勘定ノ外本会計ニテ行フモノトシ其ノ歳入ヲ以テ其ノ歳出ニ充ツ

ノ歳出ニ充ツ

第二十四条 本会計ニ前条ノ再保險事業ノ經理ヲ明確ニスル為第二条ニ規定スル各勘定ノ外

臨時果樹勘定ヲ設ク

第二十五条 再保險金支払基金勘定ニ於テハ第二条ノ二第一項ノ規定ニ依ルモノノ外臨時果樹勘定ヨリノ受入金及其ノ運用ニ伴ヒ生ズル利子収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同勘定ヘノ繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第二条ノ二第一項ノ規定スル一般会計ヨリノ受入金ハ同条第二項ノ規定ニ依ルモノノ外予算ノ定ムル所ニ依リ果樹保険ニ関スル異常灾害ノ発生ニ伴フ臨時果樹勘定ニ於ケル再保險金ノ支払財源ノ不足ニ充ツル為ノ財源トシテ之ヲ繰入ルモノトス

第二条ノ二第三項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル臨時果樹勘定ヘノ繰入金ニ付之ヲ適用ス

第二十六条 臨時果樹勘定ニ於テハ果樹保険ニ関スル再保險事業經營上ノ再保險料、一般会計及再保險金支払基金勘定ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入、借入金並ニ附属雜収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業經營上ノ再保險金、果樹保険臨時措置法第二十三条第二項ノ交付金、再保險料ノ還付金、借入金ノ償還金及利子、一時

借入金ノ利子其ノ他ノ諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十七条 業務勘定ニ於テハ第五条ノ規定ニ依ルモノノ外果樹保険ニ関スル再保險事業ノ業務取扱ニ関スル諸費ニ充ツル為ノ一般会計ヨリノ受入金及同事業ノ業務取扱ニ関シ生ズル収入ヲ以テ其ノ歳入トシ同事業ノ業務取扱ニ関スル諸費用ヲ以テ其ノ歳出トス

第二十八条 第六条第二項及第四項、第六条ノ二第一項、第八条乃至第十条並ニ第十二条ノ規定ハ臨時果樹勘定ニ付之ヲ準用ス

る。

#### (森林施業計画)

第十一條 森林所有者は、省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。

2 森林施業計画は、当該森林所有者が森林所有者である森林の全部につき、当該森林所有者が定める森林施業に関する長期の方針に基づいて、作成しなければならない。

3 森林施業計画には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 その対象とする森林についての所在場所別の面積、人工植栽に係る森林とその他の森林との区別、樹種又は林相、林齡及び立木の材積

二 伐採する森林についての所在場所別の伐採時期、伐採面積、伐採立木材積及び伐採方法

三 造林する森林についての所在場所別の造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法

四 保育の種類別の面積

五 その他省令で定める事項

#### 森林法の一部を改正する法律

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「十年」を「十五年」に改める。

第五条第一項中「政令で定めるところにより」を削り、「森林計画区分」の下に「五年ごとに」を加え、「五年を一期とする」を「十年を一期とする」に改める。

第八条の見出し中「森林計画」を「地域森林計画」に改める。

第十条第一項第一号の次に次の二号を加える。

一 次条第五項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において準用する次条第五項の規定による認定があつたときは、その変後のもの)において定められている伐採をする場合

二 地域森林計画の内容に照らして適当である

と認められること。

森林施業計画の変更

**第十二条** 前条第五項の認定を受けた森林所有者（以下「認定森林所有者」という。）は、左の各号

に掲げる場合には、当該森林施業計画を変更しなければならない。

(森林施業計画の遵守) の内容が同項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなつたと認めるときは、当該森林施業計画に係る認定森林所有者に対し、当該森林施業計画を変更すべき旨を通知しなければならない。

第十四条 認定森林所有

かじめ、都道府県知事にその変更が適当であるかどうかつき認定を求めるなればならない。

一 当該認定森林所有者が当該森林施業計画の業計画を遵守しなければならない。

## (森林施業計画に係る森林の伐採等の届出)

くなつた場合、当該認定森林所有者が当該森林面積十画の付與二一、至本以卜の森林二一

材施業計画の対象とする森林以外の森林に、  
新たに森林所有者となつた場合その地該  
の対象とする森林に、既立木の伐採又は造林を  
した場合その地省令で定める場合は、省令で

森林施業計画の対象とする森林と当該認定森林を定めるところにより、都道府県知事にその届出

林所有者が森林所有者である森林との範囲が  
書を提出しなければならない。

異なることとなつた場合  
二 首都高等検察署にあつては、三月廿九日より二月三十日までに、  
（認定の取消し）

第十六条 都道府県知事は左の各号の一に該する場合、森林施設計画に係る第十一

認定森林所有者は、前項各号に掲げる場合を除き第五項の認定を取り消すことができる。

除くほか、当該森林施業計画の変更を必要とする認定森林所有者が、第十二条第一項各号に

る場合には、省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事等の交渉に適当であらうとする場合において、同項の規定による認定の旨を記せば、又は青色レーベルを該認定に付する。

かしめ  
者道府県欠事はその変更が適当である  
かどうかにつき認定を求めることができる。  
の請求をせず又は請求をしたが當該認定を  
受けられなかつたとき。

二 認定森林所有者が、第十四条の規定に違反する事案が、前二項の規定による認定の請求について、

前条第二項、第四項及び第五項の規定を準用す  
反していると認められるとき。

る。この場合において、同条第二項中「森林施  
業十画二二ある」は「当該変更後の森林施業計  
三 認定森林所有者が、前条の規定による届出書  
書の提出にせず、又は虚偽の届出書の提出

書の提出をせざり、虚偽の届出書の提出をしたとき。

なるようにし」と、同条第五項中「当該森林施業（死亡又は解散の場合の包括承継人に対する効

計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林施業力等)

計画の内容」と、一巡該森林施業計画が適当であるとあるのは「当該変更が適当である」と読み合っては前後の見返しは二つ一つ見返しに過ぎない。

若しくは前条の規定又はこれらの規定に基く  
省令の規定によつてしたる部分、手続その他に「  
替えるもの」とする。

(森林施業計画の変更に関する通知)

第十三条 都道府県知事は、第十一条第五項の  
をした者又は認定森林所有者が死亡し、又は合

認定に係る森林施業計画(その変更について前条第三項において準用する第十一條第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの  
2 前項に規定する場合には、同項の包括承継人併により解散した場合には、その包括承継人に對しても、その効力を有する。

第一類第八號 農林水產委員會議錄第二十六號

昭和四十二年六月二十七日

理由

近時の林业に関する諸情勢の推移にかんがみ  
森林資源の保続培養及び森林生産力の増進のため  
の諸施策の効果的な実施を図るため、全国森林計画  
画及び地域森林計画の期間を改めるとともに、森  
林所有者が作成する森林施業計画についての認定  
の制度を設ける等の必要がある。これが、この法  
律案を提出する理由である。

○草野政府委員 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明いたします。  
わが國酪農は、近年目ざましい発展を遂げてきましたのであります。が、昭和三十九年ころを境に、生乳生産量の伸び率は漸次低下傾向を見せ始め、特に昭和四十一年下期からは、その伸び率が急速に鈍化するに至っております。  
一方、牛乳・乳製品の需要はきわめて旺盛であります。が、飲用牛乳の消費の拡大は顯著なものがあり、飲用牛乳・乳製品ともに、今後とも国民食生活の高度化等に伴いまして、その需要は着実に増大するものと見込まれるのであります。

生産者補給金の交付、畜産振興事業団の主要乳製品についての価格安定操作をはじめ、各種の酪農振興策を講じてきましたのでありますが、これらの施策の効果はいまだ十分あらわれず、四十一年度の年間を通して、牛乳・乳製品の需給の逼迫傾向が持続し、畜産振興事業団の乳製品の輸入はこれまでにない量にのぼり、その輸入売り渡しにより生じました売買差益も、本制度創設当時には予想しなかつたほどの額に達するに至つたのであります。最近における生乳生産の動向がこのまま推移す

る場合には、わが國農業の基幹たるべき酪農は停滞の度合いを強め、今後ますます国民食生活において重要な地位を占めてまいります牛乳・乳製品の安定的供給にも支障を来たすおそれさえあります。そこで、政府としましては、この際、各般にわたる酪農振興施策の積極的展開をはかり、かかる事態に対処しなければならないと考えている次第であります。

その一環といたしまして、今後畜導入事業の飛躍的拡大、草地改良事業の拡充、加工原料乳生産者補給金制度の推進等の措置を講ずることとしているのであります、さらにこれらを補完し、生乳生産の停滞に対処し、酪農の発展を軌道に乗せるための措置として、畜産振興事業団の乳製品の輸入売り渡しに伴つて生じます買賣差益を、酪農振興対策に積極的に活用することとし、このたび加工原料乳生産者補給金等暫定措置法につき所要の改正を加えることとした次第であります。

畜産振興事業団は、それぞれの業務にかかる経理を業務の性格に応じ区分して経理処理することとなつております、加工原料乳生産者補給金の交付業務と乳製品の輸入売り渡しの業務とは補給金等勘定という一つの勘定において経理処理することになつております、現行法においては、乳製品の輸入売り渡しに伴つて生じます買賣差益を助成業務等の他業務へ活用することはできないこととなつてゐるのであります。

今回の改正法案におきましては、この点を改め、補給金等勘定において剰余を生じました場合は、その一部を畜産振興のための助成業務を経理処理しております助成勘定に繰り入れる道を開き、その繰り入れられた資金を酪農振興に必要な助成のための財源として活用することとしているのであります。

以上がこの法律案を提案する理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

果樹農業につきましては、政府は、農業生産の選択的拡大の一環として、その振興をはかつてまいりましたが、最近、国民生活の高度化による需要の増大と、それに対応する農業者の旺盛な生産意欲に支えられ、果実の生産は急速に増加し、次その成果があらわれてまいっております。

したがつて、わが国の農業における果樹農業の占める比重も最近とみに大きくなつております。これに伴い適切な災害対策の必要性がますます大きくなつてゐることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。

このような果樹農業を取り巻く諸事情にかんがみまして、政府は、昭和三十五年以来果樹保険の制度化につき種々検討を続けてまいりました。しかししながら、果樹農業におきましては、保険制度を樹立するのに必要な諸種の資料がなお十分整備されておらない状況でありますので、果樹保険の全面的な制度化をはかるための準備として、まず、試験的に事業を実施し、保険料率算定のための基礎資料の収集、損害の評価等事業運営上の諸問題の検討を行ない、その成果に基づいて適切な損失補償制度の全面的な確立をはかることとした次第であります。

以上がこの法律案を提出する趣旨であります。が、以下そのおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、果樹保険の対象とする果樹につきましては、主要な種類の果樹として政令で定めることとしておりますが、当面、ミカン、ナツミカボ、リンゴ、ナシ、ブドウ及び桃の六品目を予定しております。

第二に、事業実施主体につきましては、農林大臣の認可を受けて、農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なうことができることとし、これに必要な手続を規定いたしました。

第三に、果樹保険の内容につきましては、果実の減収、樹体の枯死等による損失をてん補の対象として取り上げることとし、保険金額、保険料率

等につき所要の規定を設けることとしたしました。

第四に、政府は、果樹保険事業を行なう農業共済組合連合会と再保険契約を結ぶことができるることとし、その再保険契約の内容は、いわゆる超過損害歩合再保険方式、すなわち連合会の保険責任のうち異常責任部分の一一定割合を再保険する方式によることとし、再保険金額、再保険料率等につき所要の規定を設けることとしたしました。

第五に、国は、農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なうに要する事務費を補助するとともに、果樹保険事業の円滑な実施をかるため、果樹保険に加入する農業者に対して交付金を交付することとしております。

このほか、農業共済基金は果樹保険事業を行なう農業共済組合連合会に対してその保険金の支払に要する資金を融通することができることとともに、農業共済組合連合会は、農業協同組合その他のが実出荷団体に対して資料の提供につき協力を求めることができることとする等、事業の円滑かつ適正な運営を期するため必要な規定を設けることといたしました。

なお、この法律は、昭和四十三年四月一日から施行し、この法律が果樹保険の試験実施のための臨時措置法であることにかんがみ、その施行日から五年以内に別に法律で定める日に失効するものといたしました。

以上がこの法律案の提案理由とおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

森林法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

森林法は、森林の保育培養と森林生産力の増進をはかることを目的として昭和二十六年に制定され、今日に至っておりますが、森林計画につきましては、昭和三十七年に制度の改正が行なわれ、農林大臣が定める全国森林計画に即して都道府県知事が策定する地域森林計画に従って森林の施業

が行なわれるよう、勧告及び援助措置によつて森林所有者の自主的な経営努力を助長することになつてゐるのであります。

しかしながら、その後林業を取り巻く諸情勢は大きく変化いたしております。すなわち、木材需要の増大とその需要構造の変化の進行が見られるに對して、生産面では十分これに対応できず、農山村における労働力不足等に起因して伐採、造林等の林業生産活動が停滞を示すとともに、外材輸入が増大する等、情勢は著しくきびしさを加えております。

このような諸情勢に対処して、さきに林業基本法が制定され、林業における総生産の増大、生産性の向上、従事者の所得の増大という目標が明示され、以来その趣旨に沿つて林業構造改善事業その他各種施策の拡充をはかつてまいりましたが、森林所有者の森林施設の面におきましても、森林生産の保続と森林生産力の増進に関する長期的な見通しに即応し、地域森林計画の達成と森林施設の合理化、計画化をはかるための措置を講ずる必要が強くなつてきております。

森林の計画的かつ適期の伐採と樹種選定は、森林相の計画的改良等の推進をはかるため、森林所有者の自發的意思に基づき、地域森林計画に従つた合理的かつ計画的森林施設を推進する必要があるのであります。このため森林所有者による森林施設に対する計画の作成を促進するとの認定する制度を新たに導入し、その計画に従つてする施設に對し所要の援助措置を講ずる必要があると考へるのであります。

以上がこの法案を提案いたしました理由であります。次に、この法案の主要な内容につきまして御説明いたします。

第一は、全国森林計画及び地域森林計画の期間の改正であります。

林業を取り巻く最近の諸情勢は、森林所有者に対する計画的な森林施設の実施を強く要請しておりますが、そのためには森林施設実施の基準とな

る、より長期の林政の方針を示す必要がありますので、全国森林計画及び地域森林計画ともそれぞれの期間を五年間ずつ延長することとし、全国

森林計画は十五年を、地域森林計画は十年を一期とし、それぞれ五年ごとに立てるここといたしました。

第二は、森林所有者は森林施設計画について都道府県知事の認定を求めることが可能となることとし、森林所有者は、一人または数人共同して、そ

の森林の全部につき、森林施設に関する長期の方針に基づいて、五年を一期とする森林施設計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、それが適当であるかどうかについての認定を求めることが可能となることとし、都道府県知事は、この森林施設計画の内容が森林生産の保続及び森林生産力の増進をはかるために必要なものとして定められた基準に適合しており、かつ、地域森林計画の内容に照らして適当であると認められるときは、その森林施設計画が適当である旨の認定をすることといたしております。

第三は、認定を受けた森林所有者の森林施設計画の順守であります。森林所有者は、その認定を受けました森林施設計画を順守して森林施設をしなければならないことといたしております。

第四に、この森林施設計画の認定の制度の推進をはかるための援助措置としまして、農林大臣及び都道府県知事は、森林施設計画の作成及びその達成のために必要な助言、指導その他の援助を行なうようにつとめることといたしております。

以上が本法案の提案理由及びその主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

第一は、全国森林計画及び地域森林計画の期間の改正であります。

林業を取り巻く最近の諸情勢は、森林所有者に対する計画的な森林施設の実施を強く要請しておりますが、そのためには森林施設実施の基準とな

○飯谷委員長代理　以上で趣旨説明は終わりました。

引き続き、各案について順次補足説明を聽取いたします。岡田畜産局長。

○岡田(覚)政府委員　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出する理由につきましては、すでに提案理由説明におきまして申し述べましたので、以下の法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

まず、改正法律案の主要点は、畜産振興事業団の補給金等勘定において余剰を生じた場合は、その一部を酪農の振興等に資するための事業についての助成の業務に必要な経費の財源に充てるため、助成勘定に繰り入れる道を開くこととしている点

でありまして、繰り入れにあたりましては、農林大臣の承認を受けて、補給金等勘定の決算上生じた残余の額に政令で定める割合を乗じて得た額を

こえない額を、助成勘定に繰り入れることができる

こととしております。なお、この場合の政令で定める割合としては、現在のこところ、八割と定めることを予定しております。

次に、畜産振興事業団の助成勘定におきましては、国内産生乳による学校給食に対する助成と畜産の振興に資するための指定助成対象事業に対する助成を行なつておりますが、今回の法律改正により繰り入れられる資金については、指定助成対象事業に必要な経費の財源に充てるための資金として管理しなければならない旨規定しているの

であります。なお、この場合の指定助成対象事業につきましては、農林省令で定めることとなつておりますが、その具体的な内容につきましては、生

乳生産の回復をはかるため当面緊急と目されます有効適切な事業を定めることを趣旨として検討しております。

最後に、附則におきましては、昭和四十一年度に生じました乳製品の輸入差益の取り扱いについて規定しております。

すなわち、この改正法律案は、公布の日から施行することを予定しているのですが、畜産振興事業団の昭和四十一年度は去る三月三十一日に終了し、五月三十一日までに決算を完結して

おり、昭和四十一年度の補給金等勘定の剩余金はすでに積み立て金として整理されておりますので、附則をもつて、すでに積み立てられた積み立て金を、その額に政令で定める割合を乗じて得た額まで減額し、その残余を助成勘定に繰り入れ、本則の規定により繰り入れる資金と同様の取り扱いをすることとしているのであります。なお、この場合の政令で定める割合としては、二割と定め

ます。以上をもしまして、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由について、約四十二億円が補給金等勘定の積み立て金となっておりますから、約三十四億円が助成勘定に繰り入れられることとなります。

以上をもしまして、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案の提案理由について、約四十二億円が補給金等勘定の積み立て金となっておりますから、約三十四億円が助成勘定に繰り入れられることとなります。

○飯谷委員長代理　大和田農林經濟局長。

この法律案を提案する趣旨につきましては、すまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案する趣旨につきましては、すまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案する趣旨につきましては、すまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案する趣旨につきましては、すまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案する趣旨につきましては、すまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案する趣旨につきましては、すまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案する趣旨につきましては、すまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案する趣旨につきましては、すまして、補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案する趣旨につきましては、すまして、補足して御説明申し上げます。

行ない、これを通じて精細に検討を行なう段階を経る必要があると考えられるのであります。

このような事情にからんがみまして、今回は、果樹農業につきまして適切な損失補償制度の確立に資することを旨として、昭和四十三年度から五年間、事業を試験的に実施することいたした次第であります。

以下 この法律案の内容についてまじで 章を  
追つて御説明申し上げます。

この法律は、試験的に農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なうことができるることとするとともに、政府の再保険その他必要な事項についての規定を設けることによつて、果樹農業につき適切な損失補償制度の確立に資することをその趣旨とします。

また、果樹保險の対象とする果樹は、政令で定めることになりますが、政令では、果樹農業振興特別措置法の対象となっている果樹のうち、相当規模の生産量のあるものを選ぶこととし、当面提案理由説明で申し上げました六種類の果樹を予定しております。

第二章におきましては、農業共済組合連合会の行なう果樹保険事業につきまして、その実施の手続と事業の内容を定めております。実施の手続といたしましては、農業共済組合連合会が果樹保険事業を行なおうとするときは、総合会が

会の議決を経て事業の基本となる事項について果樹保険事業計画を定めた上、農林大臣の認可を受け

果樹保険の内容といたしましては、第一にその種類であります。が、収穫保険及び樹体保険の二種類を行なうこといたしました。

第二に、これらの内容であります。まず収穫保険は、果樹の種類または品種ごとに、被保険者が、果实の減収または品質の低下によって政令で

定める一定割合以上の損害を受けた場合に、農業共済組合連合会が保険金額及び損害の程度に応じて保険金を支払うものであります。

正について定めております。

し、その日から五年をこえない範囲内で別に法律で定める日に失効することとしております。

樹保険についての政府の再保険事業の經理は、農業共済再保険特別会計十二萬特貯金に於て行

第2回定期会議に臨時果樹鑑定を設けて行なうこととしております。

これがそれで提案理由の補足説明を終わります。

○ 例会委員長代理 次に若林林野厅長官

提案理由説明を補足して御説明申  
し上げます。

本提案を提出いたしました理由についてお話し申しましたので、以下、その内容の概略を御説明いたします。

第一は、全国森林十画爻が也或森林十画の初期

第一回 全国森林計画及び地域森林計画の期間についての改正であります。森林計画は、その地域内における森林所有者の森林經營の実績による

域における森林所有者の森林放棄の実施のための指針となるものであります。森林所有者に対する計画的な森林施業を実現するに際しては、計画

長期の林业政策の方針を示すことが必要と考えるのであります。そこで、第四条及び第五条を改正

第四条及び第五条を改正し、全国森林計画は十五年を一期とし、地域森林計画は十年を一期とし、それ宅地現状より五年間

長い期間の計画として、五年ごとに立てるものとしたのであります。

次は、森林施業計画の認定の制度を設けること

その第一点は、森林施業計画の認定の請求及び

第十八条の改正であります。  
第十一條及び

森林所有者は一人でもたば數人共同して、その者が森林所有者である森林の全部につき、森林

森林施業に関する長期の方針に基づいて、五年を一期とする森林施業計画を作成し、これを都道府県知

事に提出してその森林施業計画が適当であるかど

該森林施業計画の対象とする森林について立木の伐採、造林等をした場合には、その後において都道府県知事にその届け出書を提出しなければならないものとして、その施業の確認と必要な指導に万全を期することとしております。また、都道府県知事は、森林施業計画を順守していないと認められるとき、森林施業計画の変更の認定の請求をすべき場合においてその変更の認定の請求をしないとき、もしくは請求をしましてもその認定を受けられなかつたとき、または森林施業計画の対象とする森林について伐採、造林等の届け出書の提出をせず、もしくは虚偽の届け出書の提出をしたときには、森林施業計画の認定を取り消すことができるとしております。

ます。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案を議題  
としたします。

す。漁業災害補償法の一部を改正する法律案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○高見委員長代理 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

第五点は、森林施業計画の認定の制度の推進をはかるための農林大臣及び都道府県知事の援助措置でありますて、第二十条の改正でございま

作成とその達成のために、必要な助言、指導、資金の融通のあっせんその他の援助を行なうようにつとめるものとすることといたしております。

以上のはか、森林施業計画の対象とする森林の所在地が二以上の都道府県にわたる場合には、森林施業計画の認定その他この森林施業計画の認定の制度において都道府県知事の権限に属させた事項は、農林大臣が処理することとする等、所要の規定を整備するとともに、必要な経過措置を定めることとしております。

**○仮谷委員長代理** 以上で補足説明は終わりました。  
以上をもちまして本法案についての補足説明を終わります。

の際、暫時休憩いたします。

卷之三

○高見委員長代理 休憩前に引き続き会議を開き

第一類第八號 農林水產委員會議錄第二十六號

昭和四十二年六月二十七日

一 政府の漁業共済保険事業については、今回

(内閣提出第六八号)に対する附帯決議  
(案)  
政府は、本制度が眞に中小漁業者の漁業經營の安定を図り、漁業生産力の發展に資するためさらに左記事項について、すみやかに検討を加え、これが実現を図るよう努めるべきであ  
る。

○角屋委員 私は、皆さんのお許しを得まして、  
自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党  
の四派を代表いたしまして、漁業災害補償法の一  
部を改正する法律案に対し、附帯決議を付する動  
議を提出いたします。  
まず、決議案文を朗読いたします。

の改正による方式のほか異常災害、通常災害の区分による保険制度についても検討を行なない、その検討の結果にもとづき適切な措置を講ずるとともに、漁具共済事業についてもすみやかに保険事業を実施すること。

二 本制度賛足以来今日までの間に生じた漁業共済団体の赤字分（金利負担分を含む。）については、事業の円滑な運営に支障を生じないよう財政措置を講ずること。

三 政府の保険責任部分に係る漁業共済組合連合会の再共済金の支払いに必要な資金については、保険金の概算払制度を実施する等国において適切な措置を講ずること。

四 共済掛金率の改定にあたっては、漁民の経済負担力の弱少の実情にかんがみ、その引上率は最少限度にとどめるよう措置すること。

五 中小漁業者の加入を促進するため、補助限度率の引上および単独契約についても国の助成を行なう等適切な措置を講ずること。

六 政府の保険責任を連合会の手持掛金の一定率以上とする場合の一定期（一三〇%、一二〇%等）については、連合会の経営の安定を図る立場で慎重に措置すること。

七 共済組合と連合会の共済責任分担率は、今後の実施状況に応じ検討を加えること。

八 義務加入制度をすみやかに実施すること。

九 無事故継続加入者に対する無事故奨制度又は掛け金割引制度を採用する等優遇措置を講ずること。

十 漁業共済団体の事務、人件費及び宣伝啓蒙費等を増額するとともに、事務の近代化のため機動力の充実を図ること。

十一 可及的すみやかに、任意共済をこの法律に基づく事業とすること。

右決議する。

以上であります。

はないと言いますが、念のため、特に重要な点、数点について、簡単に触れておきたいと思います。

の件につきましては、中小漁業者等の長い間の要望でもありますし、真に中小漁業者の漁業災害補償とするため、国の責任において行なう異常災害に対応する保険制度及び漁業共済団体の責任において行なう通常災害に対応する共済制度を骨子とした制度に改めるよう特段の努力を要望し、近

い将来その実現を期待するものであります。  
次に、第二の漁業共済団体の赤字分の処理についてであります。昭和三十九年、漁業災害補償制

度発足以来、今回の改正により政府の保険事業実施までに生じた共済団体の共済金の支払い超過分及び事業運営にかかる金利負担分については、法案審議中しばしば質疑にのぼったとおり、各党と

も、国の保険事業実施を機会に国の財政で全額措置すべきであるとの主張が強かつたのであります。したがいまして、政府は、事業の円滑な運営に支障を生じないよう、最も近い機会に国の財政で措置し、団体の財政の負担を軽減することを強く要望いたしております。

次は、第四の共済掛け金の引き上げについてであります。今回の掛け金の改正にあたっては、二倍、三倍という大幅引き上げ率のものも含まれており、漁民の負担力、加入の促進等の点から見て、きわめて問題であります。掛け金の引き上げ率につきましては、わが日本社会党は最高二割の範囲内で認むべきであると主張し、民主社会党も公明党も、おおむね同様の主張をいたしております。自由民主党もまた、漁民の経済負担力の弱小の実情にかんがみ、引き上げ率を最小限度にとどめることに賛成であります。共済事業の経営実績から見て、基本的な問題はありますが、各党のこのような主張の趣旨を体し、掛け金の引き上げの抑制のため、掛け金補助の増額等、中小漁業者の負担軽減に一そاعの考慮を払うべきであ



わされておりますが、これをその額をもつて定め  
るというのが従来の考え方でございます。その考  
え方の基本は本年も変わらないわけでございま  
すが、これよつて算出されました額が、おおむね  
前年の決定いたしました標準売り渡し価格とほ  
ぼひとしいよう試算されますので、一応前年の  
標準売り渡し価格と同じというふうに考えた額、  
これを基準といたしまして、本年は特に昨年来米  
価審議会等に御説明いたしまして、種々検討いた  
しております麦の管理改善対策、これは製粉、精  
麦等の加工業者と産地の農協との間で麦の流通  
に関する契約を結んでいただきまして、これに基  
づいて生産奨励金を生産者に渡すという構想で、  
ただいま関係の向きといろいろ検討を取り進め  
ております。その生産対策費が円滑に企業から支出  
されるよういたしたいという考え方を一つ持つ  
ております。

すことに因連して、一般家庭の購入する食パンの価格に影響を及ぼさないよう配慮する必要があるのじやないかという問題を含めまして、麦の標準売り渡し価格についての決定をお願いしたい。

以上申し上げました。お詫びで、ただいま政府買い入れ価格並びに標準売り渡し価格についての御質問を申し上げておる段階でございます。  
○本名委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石田宥全君。

に食糧に不足をいたしましたときには、いわゆるあめとむちとでも申しますか、ときには強供權を出し、いわゆるシープ供出が行なわれるかと思いますと、また一方では追加払いとか、あるいは特別加算とか減収加算というような、いろいろなあの手この手の方法が使われて、麦の買入れに血道をあげた時代がありました。今日ようやく食糧難が緩和をいたしまして、麦に対する政府の考え方をと申しますか、やり方というものが、当時を知る者にとりましては、とうてい想像もできないようないふ薄といふか、薄情といふか、麦及び麦作農家に対するまことに冷淡な措置、態度がとられておるよう私は思うのでござります。そういうことを反映しましてか、麦についての質問の時間が非常に限られておりますので、私は、考えておりまることを十分に御質問をして、農林省の当局の方々の御意見を十分聞き出すということは不可能であります、ミナミジカイ、吉三

要が起ってくるだろうというふうなことを、私ある資料で見たのでありますけれども、それはともかくといたしまして、今後相当量の需要増し、これは人口の増加に伴う点もあると思いますが、食生活の変化によって、こういうふうに需要が増加をしてくると思います。

それでは、これに対しても、これに見合うべき麦生産の状況はどうであるか。今日までの趨勢と今後の見通しなどについて、簡単でよろしくうございますから、お伺いしたいと思います。

○小暮説明員 先ほど主食のことだけについて申し上げましたけれども、御指摘の数字とあわせて考えますと、実はえさの需要といった問題もございまして、先ほど御指摘のような数字が試算といたしますと、四十一年で六六・八という程度にたどり得るかと存じます。

ただいま御質問の生産の状況でございますが、精麦用の大麦につきましては、作付面積が年々減少いたしておりまして、昭和三十七年を一〇〇といたしますと、四十一年で六六・八という程度に

地面積、勞働人員、六、調査農家の階層分布、七、平均生産費と從來とってきた標準偏差と八〇%バルク農家の生産費の比較、八、四十一年度米生産費中の時間当たり賃金、九、學校給食用パン食及び農家のめん類消費の状況、十、國際的食糧需給状況、十一、戰前、食管法以前の深川、堂島等米穀取引所における内外米価格の比較、以上であります。が、先般當委員会において大野委員から要求があつた資料、並びに今回米価審議會が開かれるにあたりまして、政府で用意されておる資料とダブる面があるのではないかと存じますので、その分については省いて、要せいだしまして資料をそろえていただきたいと要望申し上げま

しま述へましたよに、麦に対する当局のやうな方といふものが非常に冷淡なやり方になつておるのにかかわらず、今日麦に対する需要といふものが相当高まつてきておるようでござります。麦需要に対する今日の趨勢とその理由、それから今後の一見通し、まず、私は、この点について御意見をお伺いをしてみたいと思うのであります。

○小麦説明員 御指摘のとおり、近年食生活の構造が次第に変わってまいりまして、粉食を中心にして、麦製品の需要は年率わずかずつながら着実に伸びております。今後も人口増加の問題のほかに、麦製品に対する一人当たりの需要量の増大が見込まれますので、今後もなお麦の消費需要は増大するというふうに考えております。

○佐々委員 こまかいことをお尋ねするのを省略しまして、それでは麦に対する需要が非常に増大をし、今後、私の承ったところによりますと、十年後の昭和五十一年には、これは間違つておるかもしれません、小麦については六百六十万トント

て、昭和三十五年に對して昭和四十年度で大体生産量が半分になつておるというのだが、これが農林省から発表されておる統計の数字だ、こう考えております。これは非常な激しい勢いをもつてする麦生産の減少だと、こう申して差しつかえないと

思います。

ところで、麦の消費の需要が上がり、生産が反対に下がる、そういたしますと、結局その差額といふものは、これは輸入に依りておるわけでありますが、その輸入の今日までの趨勢と、それから今後の見通し、並びに、これは昨年度でよろしくうございますが、外麦を買つたために支出をいたしました金額、それと数量、簡単でよろしいからお

○小暮説明員 外国産麦の輸入の動向は、主食用としたしまして、先ほど申しました三十七年と比較いたしますと、三十七年度に主食用百六十九万五千トン、それから四十一年度に三百一十万七千トンに増加いたしております。そのほかに、飼料用として三十七年度に七十二万三千トン、四十一年度で九十七万トンのものを輸入いたしておりますので、合計いたしますと三十七年度が二百四十一万八千トン、四十一年度が三百九十八万七千トンということになります。

○佐々委員 三十七年に小麦百六十八万トン、四十一年度、これは見込みの数字であります。それを見事実といいますと、小麦だけで約倍額になつておる、こういう勘定でございます。  
それから、いまの金額ですが、大体私の計算し申上げる用意がただいまございませんけれども、主食用の伸びのほかに、ふすま等をとりまして、むしろ粉のほうが逆に副産物になるといたような形での消費を含めまして、えさ用需要を含め、やはりかなりの増大になる傾向にあるというふうに考えております。  
なお、金額というお尋ねでございましたが、ちょっとと外貨に換算した数字をただいま持つておりませんが、約三百五万吨、主食用三百五万吨と考えましたときに、トン当たり輸入原価で約三万円前後に相なるかと思います。  
なあ、時間がございましたら、数字を取り寄せてお答えいたしたいと思います。

たところ、主食用、飼料用合計で三百九十八万七千トンで、八百億円あるいは九百億円以上になるのじやないでしょうか。いかがでしょう。

○小暮説明員 先ほどトントン当たり三万円前後といへんラフに申し上げましたけれども、二万八千円ぐらいかと思いますので、大体御指摘の数字に近いかと思います。

○佐々委員 そこで、先ほど麦の生産が非常に減少しておるということについてお答えをいただきましたが、結局いろいろな原因があるにいたしますが、最大の原因は麦の作付面積の減少である、こういうふうに考へるわけであります。そして、麦の作付がいままでどういうふうに減少してきましたか、これも今後の見通しがつきましたならばお答えをいただきたいと思います。

○小暮説明員 食糧庁という立場からちょっとお答えしにくい点がございますが、間違えましたらまた農政担当のほうから後刻御訂正をいただくことにいたします。

作付面積の減少面積は、先ほど申し上げたような趨勢であります。昨年、一昨年と麦対策につきましていろいろ省内で検討いたしました際の分析から判断いたしまして、一つは水田の裏作の麦、これが労力的にも烟の麦よりも生産費がやや高いという事情がございます。それから比較的経済立地に恵まれたところが多い。そこで、他に就業の機会があると申しますか、あるいは野菜、あるいは水田裏のイチゴ、その他農業といたしましても地にもござりますけれども、面積としては経済立地に恵まれたところが多い。そこで、他に就業のから他産業に就業の機会があり得る。しかも水田の裏は烟麦よりも生産費がどうしても高いといふ事情がございまして、水田の裏における減少が特に目立つようございます。もちろん烟麦につきましても減少の傾向がござりますけれども、非常に大きく減少面積を左右しておりますものは、近年の趨勢では水田の裏作の麦でございます。

○ 佐々木委員 大体私の調べたところによりますと、昭和三十五年に百四十四万ヘクタールであつたものが、四十一年で八十一万ヘクタール、半分近くの減少を示しておるわけでございます。私どもは、こういう事実が起つたということについて当局の責任をただしたいと思うのであります。それはともかくとして、その次に関連をしてお尋ねをしたいことは、耕作率の作付の減少といううことは、他の作物に転換をするとか、ただいまお話をありましたよろいろいろいろな事情がありますが、そういうような不作付地の中で、そういうようなもの以外に、全然耕作を放棄したという、そういう事情があるわけだと思います。いわゆる休閑地と申しますか、耕作の意思があつてほかの事情で耕作できないのではなくて、そもそも耕作の意思がなく耕作をしないという場合があり、またそういう土地があると思います。いわゆる耕作放棄地です。そうした不耕作地が昨年度でけつこうでございますから、大体何ヘクタールぐらいあるかということをお伺いしたいと思います。

○ 遠藤説明員 ただいま累計の数字を持ち合わせておらないのでございますが、四十一年において作物別に申しまして、小麦で不作付地となりましたものが二万八千六百ヘクタール、それから大麦で六千八百ヘクタール、ビール麦で五千四百ヘクタール、裸麦で八千五百ヘクタール、それが昨年単年度の減少でございます。

○ 佐々委員 ちょっと私の統計数字が見方が間違つておつたのかもわかりませんので、もう一度お尋ねしたいと思います。経営地面積が全部で五百八十万五千ヘクタール、これに対しても休閑地になつてしまして、冬作物でほかにも減つたものもございなかがでしよう。

○ 遠藤説明員 ただいま申し上げました数字は昨年单年度でその作物ごとの増減を申し上げましたので、そういうことになりますが、全体の面積といたしまして、冬作物でほかにも減つたものもございなかがでしよう。

ざいますので、大体そういう数字になるかと思します。私もいまよつとはつきりした数字を持ち合わせておりますんので……。

○佐々委員 どうもたよりないお答えと思います。百五十七万六千ヘクタールが休閑地になつておるわけです。これはもう麦をつくつてもおもしろくないからつくらぬという耕作放棄です。

そこでお伺いしたいのですが、この百五十七万六千ヘクタールというものに麦をつくつたならば、一体どれだけの収益があるか、そこで計算していただいてもけつこうですが、概算でよろしいからお答えをいただきたいと思います。

○遠藤説明員 急に計算いたしましたので、あとからまた正確な数字は計算し直しますが、大体におきまして二千億くらいになるのじゃないかと思ひます。

○佐々委員 私もその程度だと思います。

そこで、大臣にせつからくおいでいただいたのでお伺いいたしますが、当局の施政のやり方が悪いのかどうか、その点についてはともかくといたしまして、農民が麦を耕作することを放棄しておるという事実地がいま申したように百五十七万ヘクタールもあり、そのためには、毎年毎年約二千億の損失を国家としてはいたしておるわけであります。これについて農林大臣としてはどういうふうにお考えになるかということをお聞きしたいと思ひます。

○倉石国務大臣 先ほど来ここでお話をございましたように、麦につきましては、大体その裏作を放棄する傾向が出てまいっている。これは麦をつくつておることによって所得が期待いたしておるよりも少ない。したがつて、ほかのほうの産業に出て現金収入をとるほうが楽だという考え方が多く出てまいつておることはいなめない事実でございます。私どもは、やはり労働力が他産業に流出いたしまり、生産がこれに伴わない、からうじて意見がありましたように、麦についての将来の方に向について検討すべきであるということでありまます。私どもは、やはり労働力が他産業に流出いたしまり、生産がこれに伴わない、からうじて

本稿におきましては御承知のようないろいろな施策を講ぜられておりますので保つておるわけあります。が、麦につきましてはなかなかむずかしい問題がたくさんあります。ことに御存じのように、畑作物の麦の間には、間、間に植えてまいります。そういうものが、取り入れのときに妨害になりますので、機械化いたしてまいることが非常に困難な情勢である。そこで、省力のために機械力を用いようとしても、そういう支障がありますので、これはやはり大きな規模で生産地を形成して麦作をやるというようなところでなければ、なかなか大型の機械を用いることができない。そういうことで、麦作地帯においてはいろいろなネットがあるわけであります。私どもいたしましても、ただいまの麦の需要の状況、これは麦につきましてはそれぞれ用途がござりますけれども、日本人の食糧の需給動向から見ましても、めん類を中心としてある国内産麦といふもののある程度の維持は絶対に必要でございます。そういう見地に立ちますと、昨年も二億五千万の資金を出しまして、この維持改善について努力をいたしておるわけあります。が、何にいたしましても、傾向として、麦というものが、裸とかあるいはビール麦のようない特殊な契約によつて所得を確保されるものは減つておりますけれども、その他のものについては漸減の傾向がある。これをひとつ何かして奨励をしていかなければならぬということで、昨年の予算でもお願いし、四十二年度予算でもお願いいたしておるわけあります。私どもは、この麦の生産者のために一定の所得を確保することに施策を集中してまいらなければいけぬ、こう思つておるわけあります。

○佐々委員 三十七年から四十年の間に政府が行なつた開拓干拓の事業であります。が、この四十年に十一万一千二百ヘクタールを開拓、干拓をしておるのです。これに投じた金額が、間違いがあるかもわかりませんが、一千四百二十八億円でござります。四カ年間を一年に平均しますと三百五十七億。一年に三百五十七億のお金を投じて三万へ

クタール足らずの開拓、干拓を行なつておるわけです。私は、一方で百五十七万ヘクタールの土地を遊ばせて二千億の損失を年々こうなりながら、他の方面では一千四百二十八億円というようなばく大な金額を投じて、わずかに一わずかと言ふと語弊があるが、十一万ヘクタールの開拓、干拓をやつたにすぎない。私は、もちろん開拓も大切であり、必要であると思ひますけれども、一方でそういうことをやってたくさんのかな農費を投じながら、他の方面では百五十七万ヘクタールという膨大な土地を遊ばせて平然としている。私が見たところ、そう思われる。そうでないならば、来年度からこの休閑地が活用されるような政策を示すべきです。そういう政策は、現在の農省のやり口からは全く期待できません。こういうことを考えますと、私は非常に矛盾を感じる。これまでに集めたよとにとつたわけあります。が、だいま非常に高度な農業政策のことについてお願いをいたしておるところであります。が、先ほどちょっと申しましたビール麦のようない特殊な契約によって所得を確保されるような政策を示すべきです。そういう政策は、現在の農省のやり口からは全く期待できません。こういうことを考えておるわけあります。

○倉石国務大臣 私、ちょっと勘違いたしてお

が非常に多いところでありますけれども、年々非常に激減してまいります。これらの農村の人たちのお話を聞きますと、やはり麦をつくることに問題を助ける上において非常に大きい。私どもはそういう意味で、何とかこの麦の生産を確保してもらうために、だいま米審にも諮問をいたしましてお願いをいたしておるところであります。が、先ほどちょっと申しましたビール麦のようない特殊な契約のものは、量も維持されておりますが、それはもちろん大事なことであります。ことに契約栽培のものは、量も維持されておりますが、それはやはり栽培的な考え方を活用いたすことによって、麦の生産を確保してまいりたい、そういうことで考えておるわけあります。

○佐々委員 だいまの大臣の御答弁は、これはどうも筋違いというか、見当はずれの御答弁だと

思うのです。麦よりほかのものがいいからとか、

よそへ出かせぎに行つたほうがいいから出かせぎに行く、そういうことのために休閑地ができてお

るもののが遊んでおる。それで麦をつくったならば

年々二千億というような収益がある。麦をつくら

なくとも、たとえばあなた方がやっておられる選

択的拡大の畜産、これにしても、外国からどんど

ん飼料が入ってきておる。飼料作物に転換をすれ

ば、これは畜産の奨励にもなる。麦に限らず、と

にく遊んでおるこの膨大な土地を生かすという

ことが私は大切だと思うのです。特にこれは先祖

から伝來し、多年の間農民がそこに汗と油を落と

し込んだ貴重などうとい国土であります。その國

土が、百六十万町歩というものが遊んでおる。今

一方にこういうふうに遊ばしておきながら、一方

には全くこれと比べれば引き合わぬような膨大な

金をかけて開拓干拓をやつておる。開拓干拓に入れる力、それと同じ程度の力、いな、それ以

○佐々委員 大臣もなかなか苦しいところだろう

と思いますので、これ以上追及してもお答えは困難でしょう。そこで、いままで論じてきたところの最後の結びについては、また明日でも、大臣の御出席をいただいて結論的に意見を聞くことにします。

そこで、食糧庁の方にお伺いしたいのですが、麦の生産量の減少、つまり、主としては耕作放棄ということが原因になつておると私は考えるわけですが、耕作放棄の根本的な原因は一体どこにあるかということについてお聞きしたいと思いま

す。  
○本名委員長 次会は、明二十八日十時理事会、十時半委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十分散会

○小暮説明員 食糧庁といたしましては、麦生産の問題につきまして、主として価格面から接続いたしております。それ以外にもいろいろ農政上の問題があるうかと思いますけれども、価格面から考えますと、ただいまの麦価の水準、これは食糧管理上は、実は内麦の買い上げ価格が、大ざっぱにいってトン当たり五万円前後に相なつております、輸入いたします場合の原価が、先ほど御議論ございましたように二万八千円前後、この問題は、食糧管理といたしましても非常に心配いたしておる一つの側面がございます。しかし、再生産の確保に資するよう立法の趣旨に即しまして、パリティ価格を下回らざることと、いうことで、年々買い上げ価格を定めてまつておりますけれども、それぞれの農村の実態によりましては、麦の買い上げ価格が、他の収益と比較いたしまして相対的に必ずしも有利とは言えないといったような問題が、価格の側面からはあらうかと思います。その他の農政上のさまざまな問題もあると思いますが、食糧庁の側面から私どもの考え方を申し上げた次第であります。

○佐々委員 まだあと質問したいこともございますし、ただいまの御答弁に対しても申し上げたいことがあるわけでありますが、時間もまいりましたので、明日質問をさせていただくことにして、きょうはこれまでにしたいと思います。